# 高齢社会対策会議令 （平成七年政令第四百十六号）

#### 第一条（会長）

会長は、会務を総理する。

##### ２

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第二条（庶務）

高齢社会対策会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

#### 第三条（雑則）

前二条に定めるもののほか、議事の手続その他高齢社会対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が高齢社会対策会議に諮って定める。

# 附　則

この政令は、高齢社会対策基本法の施行の日（平成七年十二月十六日）から施行する。

# 附　則（平成九年四月一日政令第一二〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。